

2025年12月30日

「三重県職員の国籍条項復活の撤回を求める共同意見書」への 団体賛同のお願い

三重県では、都道府県初の包括的差別解消条例である「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、あらゆる差別の解消に向けて取り組みを進めてきています。そうしたなか、2025年12月25日の三重県知事会見において、国籍条項を復活させることを知事が検討しており、県民一人アンケートの結果により判断すると知事が述べました。このことは私たちにとって衝撃的なことであり、排外主義が台頭するなか、このような事態を受け入れることは到底できません。三重県内各地において多文化共生社会の実現のために取り組んできたことを結果として否定しかねないものです。本件は、日本国憲法の基本的人権に係わる重大な問題であること、人種差別撤廃委員会からの勧告に反するものであること、そして何よりも「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の理念に反することであると言わざるを得ません。

こうしたなかで、呼びかけ団体から三重県知事に対し、意見書を12月30日付で送付いたしました。また、これから呼びかけ団体のみならず、出来る限り多くの団体様のお名前を連ねることが、三重県知事に訴える力になることから、ぜひ共に声をあげていただきたいと思います。本意見書の内容に関して、十分でないなどのご意見があるかと思いますが、国籍条項復活の撤回を求ることについてのご賛同いただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、貴団体と関係のある団体様にも呼びかけていただけると幸いです。重ねてお願ひいたします。

共同意見書集約の締め切り 2026年1月30日(金)17時まで

三重県職員の国籍条項復活の撤回を求めるネットワーク【呼びかけ団体】

部落解放同盟三重県連合会 三重県在日外国人教育研究会

公益財団法人反差別・人権研究所みえ

担当

公益財団法人反差別・人権研究所みえ

事務局長 松村元樹

三重県津市一身田大古曾693-1

TEL059-233-5525 FAX059-233-5526

E-mail motoki@kenkyu-mie.or.jp

2025年12月30日

三重県知事 一見勝之 様

三重県職員の国籍条項復活の撤回を求めるネットワーク

三重県職員の国籍条項復活の撤回を求める共同意見書

2025年12月25日の三重県知事の記者会見において、知事が今後、三重県庁では、外国籍の職員を採用しない方向で検討していると述べたことに対し、撤回を求めます。

今回、知事が検討されている内容は、長年にわたり、三重県があらゆる主体とともに連帯し、一体となって積み上げてきた「多文化共生社会の実現」に逆行するものであり、看過できないものです。三重県は、多様な属性を有する人々とともに生活を送り、経済や文化を支え合うかたちで構成されています。そうしたなかで、多文化共生を推進していく県民のモデルとなるべき行政の長が、職員採用から外国籍住民を排除することを検討していると示したことは、国籍を理由に不当な取り扱いをしてもよいという誤ったメッセージを県民に発信しており、地域社会に甚大な影響を与えかねません。「三重県も日本も共生社会をつくらないと社会システム自体が持続できないので、排外主義・排他主義はとらない。その上で秘匿情報や個人情報をあつかう公務員の採用はよく考えないといけない」と述べられましたが、これは「ゆるやかな排外主義」だと言えます。

三重県では1999年度から、ほとんどの職種で国籍条項を撤廃してきました。そのようななかで、「外国籍職員による県民情報の漏洩」事案などの重大インシデントが一件すら発生していないなかで検討されているものです。本来、こうした制度を改正する際には、その立法事実となるエビデンスが必要であるにも関わらず、それが一切ないなかで検討されているところに深刻な問題があります。

三重県庁における情報漏洩等のリスクマネジメントを国籍という属性を理由に、県庁から外国籍の職員を排除しようということには法的な問題があります。日本国憲法第98条2項で「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」とし、第99条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とされており、憲法で明確に規定されているものです。こうしたな

か、人種差別撤廃条約の第2条1項(a)では、「政府機関及び公的機関がすべてのレベルにおいてこの義務を遵守することを確保することを定めており、地方自治体においても、総括所見・勧告を尊重し、実施に努める責務を負っているときれ、人種差別撤廃委員会による日本への総括所見において、公務就任権を認めるよう勧告しています。そして、何よりも、三重県で制定された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の理念にも反するものです。

そもそも、「県民一人万人アンケート」という手法により判断することは、マイノリティのことをマジョリティの意向で決定していくことになり、人権保障の観点から重大な問題を含んでいます。憲法の三大原則の一つが「基本的人権」であり、県民アンケートやマジョリティの意向により、判断されるべきものではありません。また、県民アンケートは、選挙人名簿から対象者が抽出されることから、外国籍の住民は、アンケートの性質上、排除されていると言わざるを得ず、アンケートでこのようなことを決める項目を入れること自体に重大な問題があります。

排外主義が台頭し、外国籍の人々に対するネガティブな感情が高まる今、こうした内容を進めるのではなく、三重県で暮らすすべての人の人権が守られる社会の実現のため、三重県が先頭に立ち、率先して取り組むよう、今回の三重県知事による国籍条項復活の撤回を求める。

三重県職員の国籍条項復活の撤回を求めるネットワーク【呼びかけ団体】
部落解放同盟三重県連合会 三重県在日外国人教育研究会
公益財団法人反差別・人権研究所みえ

三重県職員の国籍条項復活の撤回を求めるネットワーク

共同意見書に賛同いただける
団体様の情報

団体名	
ご担当者名	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

送付先：FAX 059-233-5526

メールアドレス：motoki@kenkyu-mie.or.jp